



由利本荘市

農業委員会 だより

平成27年1月 発行 第17号

編集・発行／由利本荘市農業委員会

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6258 FAX 0184-24-6396

先人から未来へ――



(表紙の説明は3ページ)



新年のごあいさつ

由利本荘市農業委員会

会長 佐藤 系 悅

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、日頃より農業委員会活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、TPP締結交渉や、米の生産調整・減反政策の見直し等により農業情勢が混沌としている中、昨年は大幅に下落となつた米価に強い衝撃を受けた年でした。全国的に「やや良」となつた作況、昨年からの供給過多等の要因が重なり、かつてないほどの下落幅となりましたが、稻作を中心の本市農業にとつては、この上ないショックでありました。一年間、耕作に心血を注いできた農業者の方々の心情やご苦労を思うと、誠に残念でならず、また農業の将来に強い危機感を覚えました。

かねてから、秋田県の農業は稻作への傾倒が著しいと懸念されており、課題となつていました。これに対し、県は昨年示した「第2期ふるさと秋田農林水産ビジョン」で農業の複合経営を強力に推進していくくという目標を明確にしました。担い手づくりや米以外の品目について生産基盤の強化を図るため重点プロジェクトを設置し、複合型生産への転換を強く押し進めたい考えです。

これらの支援も重要ですが、その基盤となるのは、やはり「農地」です。様々な事業があつても、耕作する農地が荒れていれば、生産性、効率性が落ち、経営の強化につながりません。

本会は昨年改選となり、新しい顔ぶれで活動を始めていますが、農業委員会の活動及び農地法の本質は、「農地」とそれを耕作する「農業者」を守ることである、という気概を新たにし、農業者の代表者機関として関係機関・団体と連携し、本市農業の一層の発展を図るために、農業委員・職員一同職務に励んで参ります。

皆様には本年もご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、ご多幸をお祈りし、新年のあいさつといたします。

農業委員会の活動リポート

20年産米の概算金が過去最安値となつたことにより、県では無利子融資制度を創設、本市では同制度の保証金に対する支援や利子補給等の対応策を講じました。しかし、昨年の生産資材の支払や今年の営農準備が困難、また賃借料が支払えない、といった相談が引き続き寄せられていることから、本会では11月17日に市、市議会に対し要望活動を行いました。

(要望内容)

1. 本市農業者の27年の農業経営が安定するよう、市として独自の農家支援対策を講じていただきたいこと。
2. コメの収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）交付金が早期に支払われるよう、国・県に対して要望していただきたいこと。



米価下落に関する 要望を行いました

農地利用状況調査を 実施しました



農業委員会では、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止等を目的とし、農地の利用状況について毎年調査を実施しています。昨年は7月23日から31日までを調査期間とし、各地域で農地の利用状況等について調査を行いました。

本調査により、しばらく管理が行われていないと思われる農地の耕作者に対し、8月に農業委員が利用意向を確認し、管理指導を行いました。指導後の農地の管理状況については、10月20日から31日まで確認を行いました。

耕作者の状況や農地の状態等を考慮し助言指導を行い、農地の有効活用、遊休農地発生の防止に取り組みたいと考えています。

本調査により、しばらく管理が行われていないと思われる農地の耕作者に対し、8月に農業委員が利用意向を確認し、管理指導を行いました。指導後の農地の管理状況については、10月20日から31日まで確認を行いました。

本年もどうぞよろしくお願ひします

農業委員一同（議席番号順）

伊佐佐田佐庄熊岡眞鈴遠相吉小石金佐佐佐富佐大角齋佐古木金佐阿大小伊佐三
藤藤木口藤司谷部坂木藤庭尾野井子木藤木樺藤瀧谷藤藤関村子藤部場松藤藤浦
文和知作秀和正五平甚幸安憲眞 拓多俊 公喜浪長 幸勝 政長弥幸一邦善員賢
円子榮内孝夫博郎通一男一一勲雄悦和亨一勝雄榮誠實子三徹志郎吉夫正幸信
天本矢本鳥由由本天本東矢岩東天東天由天本岩本本西矢東岩本鳥岩鳥天本鳥西
内莊島莊海利利莊内莊利島城利内利内利内莊城莊莊目島利城莊海城海内莊海目
高会長職務代理者矣

農政転換への挑戦



ＴＰＰ締結交渉、生産調整の見直し、米価の下落などにより、農業の見通しは益々混沌としています。これにいかに対処していくか。今日は岩城地域の下黒川集落営農組合の取り組みについてご紹介します。

法人化を目指して

岩城地域 下黒川集落営農組合

組合長
伊藤
榮
策

下黒川集落営農組合は、平成18年に岩城地域で最初に設立された任意組織です。農作業の受託及び組合員の農業の共同化を通して、

の極端な変動により、個々の経営では対応が難しい様々な問題を抱えています。

これらを解決するため法人化を目指していますが、組合員の次のような強い考えが立ちはだかって

産法人化計画により地域農業の担い手となることを目指しています。組合員は18名、水稻作付面積25haで、個々の集合体ですが経理を一元化し、会計担当を2名置いて対応しています。また地域の連携や絆が強く、JA下黒川支部、中山間の集落協定、地域保全等についても、当組合が母体となつて活動しています。

まだ意識が薄いようです。
今後の課題としては、転作作物等の検討による複合経営や農業生産に係る資材のコスト低減など地
域の内部研修を実施していますか?



下黒川集落営農組合は次の段階へ—

域の農地を守るため、最大限省力化を図る必要があります。また経営のための知識不足を解消するため、経理や税制（法人税、法人事業税、消費税）の周知や、法人設立のための基本事項の確認のため、何回でも集落内で話し合いが必要と考えています。

2018年に生産調整が見直されることが決まり、農業情勢は先行き不透明な状況です。こんなときだからこそ広く法人化の議論を行い、組合員の理解を深め、戦略的に有効な形でできるよう努力したいと思います。

(木村勝二委員)

農業者年金
Q&A

Q. 息子に経営を移譲して農

業者年金を受け取っています。
来年から、出荷や申告の名義
を自分に戻したいのですが…

A 息子さんや第三者に農地を貸したり、経営に関わる名義を変更したりすることで受け取るのは「経営移譲年金

「特例付加年金」です。これら
の年金は、経営を後継者の方に

等に譲ることが受給要件となることが多いです。

と年金の支給が停められます
り、減額されたりする場合が
ありますのでご注意下さい。

農業經營に關わる名義

- ① 農業共済に関する名義
② 転作助成金等の申請名義
③ 農業所得の納税申告名義
④ 土地改良区組合員名義
⑤ 農業協同組合組合員名義

ご不明な点等ございましたら
農業委員会事務局か各地域総合
支所庶務班にお尋ね下さい。



農地中間管理事業が始まりました

白色申告の人も記帳を 求められています

平成26年1月から、事業所得のある方に對し、記帳と帳簿書類の保存が求められています。

記帳する内容は、売上げなどのほか、仕入れや経費について、取引年月日、売上先・仕入先の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等になります。

これにより整理された帳簿のほか、取引に伴って作成された帳簿や請求書、領収書等の書類の保存も必要となります。

■青色申告のすすめ

所定の方法で記帳を行い、その記帳に基づいて正しく申告をする「青色申告」をした場合、次の優遇措置を受けることができます。

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業専従者給与の必要経費算入
- ③純損失の繰越しと繰戻し

節税につながる有利な措置となっています。青色申告を行っていない方は検討してみてはいかがでしょうか。

初心者の方にはパソコンソフトの利用をお薦めです。

※青色申告をするには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、承認申請書を税務署に提出する必要があります。

昨年4月1日より農地中間管理機構が発足し（秋田県では農業公社が指定されています）、「農地中間管理事業」が始まっています。機構が農地の出し手から農地を借り受け、希望者に対しても農地を貸し付ける事業です。

7月1日から31日、10月10日から11月10日の期間で農地の借受け者の公募が行われ、本市では10月31日までの間に公募が実施されました。また、出し手から機構への貸付け希望面積は25ha（10月31日現在、市

内所在農地）となっていますが、貸付け希望は隨時受け付けていますので、今後さらに増えることが予想されています。

機構とおして貸し借りを行うと、

①地域集積協力金

②経営転換協力金

③耕作者集積協力金

の交付対象になる場合があります。

本事業の詳細につきましては、農業振興課、農業委員会事務局、各地域総合支所産業課までお問い合わせください。

表紙の説明

写真は上川大内地区の芋川沿いの地域です。左側は新田、右側は見岫。手前は芦洲といつた集落が位置し、中央を国道105号線が走っています。芋川の蛇行に沿って形成された低地部と、太古の昔に堆積した地層の名残である高地部との高低差は20mに達します。

大内町史によると、ずっと昔は用水の確保が難しく、この辺りは原野であったそうです。元禄時代に神坂清右衛門により用水路が整備され開田されました。その後は芋川の蛇行に沿って形成された低地部と、太古の昔に堆積した地層の名残である高地部との高低差は20mに達します。

芋川の蛇行に沿って形成された低地部と、太古の昔に堆積した地層の名残である高地部との高低差は20mに達します。芋川の蛇行に沿って形成された低地部と、太古の昔に堆積した地層の名残である高地部との高低差は20mに達します。芋川の蛇行に沿って形成された低地部と、太古の昔に堆積した地層の名残である高地部との高低差は20mに達します。芋川の蛇行に沿って形成された低地部と、太古の昔に堆積した地層の名残である高地部との高低差は20mに達します。

（佐々木亨委員）



新石栗加渡正板二三猪伊
田田田川辺木垣部浦股豆
豊安哲一幹修 幸恵敬秀
治子榮男夫一繁夫子三一
鳥鳥鳥西東大由岩矢本矢
海海海目利内利城島莊
（敬称略）
前会長

この度の任期満了に伴い、次の11名の方々が農業委員を退任されました。
長い間地域農業の振興にご尽力いただき、誠にありがとうございました。



「頑張るアグリウーマン」

東由利地域 小野節子

私が東由利に嫁いで、早いもので22年の月日がたとうとしています。来た頃は右も左もわからず、戸惑うことが多かったのを覚えてます。嫁いできた頃の経営規模は水稻6ha、繁殖和牛6頭くらいでした。今では水稻が11haに、和牛は25頭と当時と比べ倍近くになりました。

今年のお米もおいしかったよ」と感想をいたたくと、これまでの疲れも吹き飛んでいきます。

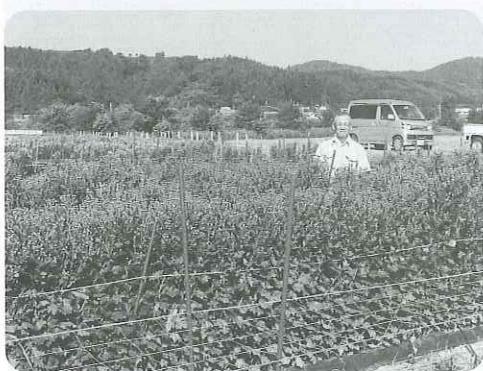
このように、日々様々なことと葛藤しながら家族と農業に向かっている今日この頃です。

農業の未来が、少しでも笑顔になれるよう願っています。

(遠藤幸男委員
(古関幸子委員)



夫の久一さんとの作業風景



「皆さんの支援に感謝です」と柏倉さん



農業にチャレンジ

本荘地域 柏倉 寛

ました。まだ就農して3年目、「若葉マーク」の農業者です。

昨年は小菊とアスターを作付けしていましたが、昨年は小菊専業として40a近くを作付けしました。しかしながら10代まで

農業の手伝いをしていましたが、所詮素人。何から何までわからないことばかりで、当然、技術は持ち合わせていない、農業経営の感覚はない、近隣の農家の方々との付き合い方はわかつていません。そんな中、県の振興局やJA秋田しんせいのご支援をいただき、47aの圃場もお借りすることができ、一昨年より花き栽培を開始し

ドキドキの連続ですが、5~6月の1日1cmずつ成長する様子、7月末からようやく花を咲かせる姿を見ているのは本当に面白く、圃場から真正面に見える鳥海山を眺めながらの作業も格別です。年齢・体力的にきついものもありますが、とても充実感があります。

また、正直こんなに近隣の農家の方々に応援していただけるとは思ってもみなかつたので、本当に感謝しながら作業に励む日々です。

今後はビニールハウスでの小菊の育苗、その他の花きの栽培も考えていますが、まだそこまでいけないのが歯がゆいところです。まずは収入を含めて、経営を安定させること、また、栽培技術を向上させ、ノウハウを蓄積し、誰からも認めていただけるような花作りをしていきたいと考えています。

それでも、その苦労を乗り越えて収穫した新米を食べてもらい、



生涯現役

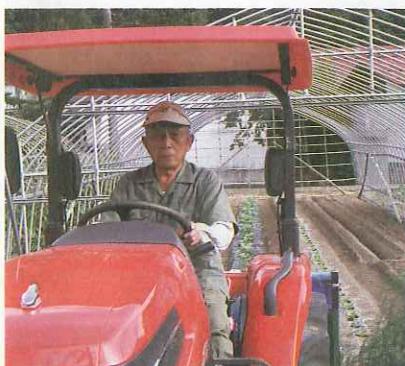
矢島地域 佐々木 長太郎 キヤゴ 夫妻

なりました。

今回は矢島地域の長太郎さん（85歳）・キヤさん（83歳）のご夫婦を紹介します。鳥海山ろく線の終点である矢島駅の手前にある川辺地区にお住まいです。

長男夫婦と同居されていますが、長男夫婦が勤めにでているときは、家の作業を行っています。現役でトラクターを乗りこなし、冬は除雪、春は耕耘、代播きと作業されています。草刈りをしたり、バイクに乗って田を回つて歩き、水管理も怠りません。秋は米の乾燥、調整も行っているそうです。

また野菜栽培にも余念がなく、矢島地域に大きな直売所ができる10年前から、小板戸地区の国道108号線沿いにある無人直売所「元祖100円ランド」を開店し、今でもそこで野菜を販売しております。今まで苦労したことを伺うと、「腰をかがめてやる田の草取りが難儀だった」とのこと。また嬉しかったことは「予想以上に稻や野菜の収穫があり、100円ランドの売上げが多かつたこと」とお話しに



愛機を乗りこなす長太郎さん

（佐々木 知榮委員）

今の楽しみは、たまに家に来てくれるひ孫の成長をみると、そしていつから始めたのか記憶に無いほど長く続いている晩酌、それが明日への活力になつていています。

長男夫婦に望まれることは何ですか、と尋ねると、「今まで散々うるさく言つてきたから、後はお任せだ」と話した後で、「家族の調和を大事に、地域の皆さんに支えられていることを忘れないでほしい」と語られました。

A. 農地の貸し手、借り手の双方合意の上、見直すことができます。農地法では、
 ①農産物の価格や生産費の上昇もしくは低下、その他の経済事情の変動
 ②対象農地の近隣地で、面積、条件等類似した農地の賃借料と比較して差がある
 といった理由から、現在の賃借料が不相当と認められた場合は、契約期間中であつても、賃借料の増額、または減額の請求ができることがあります。

本誌をご覧の皆様におかれましては、取材をお願いしたときには、ご協力の程お願い申し上げます。
 （佐藤 俊和委員）

今回の農業委員会だよりから編集に携わる広報委員の方々は、私を除くと初めて担当されたため、正直戸惑つたことも多かつたと思いますが、それを全く感じさせず、記事をまとめ、写真も素晴らしいものを提供していただきました。本当に頼もしい方が委員になつていただいたと喜んでおります。

農地に関するQ&A



全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円 (消費税込)

■購読のお申し込みは市町村農業委員会へお気軽にお連絡ください。
 ■発行所 全国農業会議所
 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
 電話 03-6910-1130

編集後記

農業委員会	
佐藤 達藤 和子	佐藤 俊和・田口 幸子・齋藤 秀孝・佐々木知榮
一 広報委員	本 府 (事務局) 農政班 農地班
佐藤 俊和・田口 幸子・齋藤 秀孝・佐々木知榮	TEL 24-6258 TEL 24-6259 TEL 24-6260 FAX 24-6396
	矢島庶務班 TEL 55-4957 岩城庶務班 TEL 73-2014 由利庶務班 TEL 53-2114 大内庶務班 TEL 65-2804 東由利庶務班 TEL 69-2116 西目庶務班 TEL 33-4614 鳥海庶務班 TEL 57-2205